

議第25号

三島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

三島市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年三島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第17条の5第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の第17条の5第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び三島市一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第17条の5第4項から第6項まで（三島市職員の育児休業等に関する条例（平成4年三島市条例第1号）第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第18条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項又は三島市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成29年三島市条例第3号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下

この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和4年3月16日提出

三島市長 豊岡 武士